

あなたも議会を傍聴しませんか？

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろうか。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所基目寺庁舎の2階の仮議場前の受付で、住所・氏名などを記入していただだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



次回の定例会は、3月3日（木）からの予定です。



ご意見や
ご質問を
お待ちしております

お問い合わせ先

あま市議会事務局まで
TEL 052-444-3174
FAX 052-444-4055
E-Mail giji@city.ama.lg.jp

請願書・陳情書の提出方法

(表紙)

平成 年 月 日

あま市議会議長 殿

〇〇〇についての請願書
(陳情書)

請願(陳情)者の住所
氏名印
紹介議員 氏名

(内容)

(要旨)

(理由)

1. 請願書及び陳情書はその主旨、理由を簡単にわかりやすく書いて議会議長あてに提出して下さい。
2. 提出の年月日、請願者の住所氏名を書いて押印して下さい。
3. 受理した請願、陳情の議決結果は、請願者へご連絡します。

みなさんからの
請願・陳情に
お答えします

請願・陳情とは

市民の希望や意見を直接、国・県・市政に反映させるための手段として、だれでも請願書や陳情書を市議会に提出できます。

とりあげられた請願、

陳情は担当各常任委員会に審査が付託されます。

委員会の審査の結果は

「採択」「不採択」「継続

審査」に分けられ議会に報告されます。

なお、請願は紹介議員が必要で採択されれば意見書を議決し、関係大臣

などに送付されます。

また陳情の審査結果は議長に報告され、各陳情者に審査結果が通知されます。

意見書とは

公の利益になる事柄に対し、議会の意思を意見としてまとめたものが「意見書」です。関係省庁などに送り、改善を求めたり、議会としての意見を国政に反映するのを目的としています。

編集後記

あま市が誕生し、約一年。市民の皆さまより「あま市になって、何んもえーことあれせん！」と言うご意見をよく頂き、誠に申し訳なく思っています。私たち議員は皆さまのご意見を行政に届け、より快適な暮らしになるよう仕事をしています。その仕事の一部を、『議会だより』でご報告しています。ぜひ一読頂き、ご意見をお聞かせください。あま市は、いい街だね！って声を一日も早くこの紙面に載せられるよう頑張ります。(後藤)

■議会だより

編集特別委員会

委員長 安江智子

副委員長 亀井川参生

委員 新間賢治

林正彦

後藤幸正

倉橋博

石川尚子

石田良雄